

基山町いじめ防止基本方針

令和7年5月

基 山 町
基山町教育委員会

目 次

I	基山町いじめ防止基本方針の策定	1
1	策定の意義	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
II	基山町がいじめの防止等のために実施する施策	2
1	基山町いじめ問題対策委員会の設置	2
2	教育委員会における取組	2
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	教職員の研修等	
(5)	関係機関等との連携	
(6)	学校運営改善の支援	
III	学校がいじめの防止等のために実施すべき施策	3
1	学校いじめ防止基本方針の策定	3
2	学校いじめ対策委員会の設置	3
3	学校における取組	3
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
(4)	関係機関との連携	
IV	重大事態への対処	5
1	教育委員会又は学校による調査	5
(1)	重大事態とは	
(2)	重大事態の報告	
(3)	調査の趣旨及び調査主体	
(4)	調査を行うための組織	
(5)	事実関係を明確にするための調査の実施	
①	いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合	
②	いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合	
(6)	その他の留意事項	
2	調査結果の提供及び報告	6
(1)	いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供	

(2) 調査結果の報告	
3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	6
(1) 再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
V 基本方針の見直し	7

I 基山町いじめ防止基本方針の策定

1 策定の意義

いじめは、子どもの心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、命の尊厳に係わる問題であることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むことが必要である。

このため、基山町は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条に規定するいじめ防止基本方針及び佐賀県いじめ防止基本方針を参酌し、更なるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、基山町いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

法第2条において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義をされている。

「児童等」とは、本町においては基山町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒を指す。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動や塾・スポーツクラブなど当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係のある者を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

3 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

- ① 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、すべての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、いじめの防止に取り組むことが必要である。
- ② いじめは、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童等が十分に理解できるようにすることが必要である。
- ③ いじめを受けた児童等の生命、心身を保護することを第一義に、いじめ防止等の対策は、町、学校、家庭、地域住民及びその他関係者の連携の下、相互に協力して継続的に取り組む必要がある。

II 基山町がいじめの防止等のために実施する施策

1 基山町いじめ問題対策委員会の設置

基山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法の規定に基づき、小中学校のいじめによる重大事態等に対処するため、基山町いじめ問題対策委員会を設置する。

基山町いじめ問題対策委員会は、次の事項について審議又は調査する。

- ① いじめの防止等のための対策を実効的に行うための専門的知見に基づいて審議を行う。
- ② 学校における法第24条に規定する事案について調査を行う。
- ③ 学校における法第28条第1項に規定する重大事態について調査を行う。
- ④ その他いじめの防止等のための対策について審議を行う。

基山町いじめ問題対策委員会の委員は、弁護士、学識経験者、児童等の発達及び心理、福祉等について専門的知識を有する者及び警察関係者等で構成する。

2 教育委員会における取組

(1) いじめの防止

- ① 生命を尊重する心や他者への思いやり、多様性を認め他者を尊重するなどの豊かな心を育むため、学校教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等を推進する。
- ② 児童会活動や生徒会活動などにおいて、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童等の自主的な取組を推進する。
- ③ ネットいじめやネット上での誹謗中傷対策の強化として、小学校の低学年段階からの適切な利用に関する教育や教職員研修、保護者への啓発を推進する。

(2) いじめの早期発見

- ① 学校に対し、児童等及びその保護者に対する定期的なアンケート調査の実施を依頼する。
- ② 1人1台端末等の活用による「心の健康観察」を推進し、児童等の発するいじめのサインを見逃さないようにするなど、いじめの早期発見について教職員の共通理解を図る。
- ③ いじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置して児童等、保護者及び当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(3) いじめへの対処

- ① 学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じ当該学校に対して必要な支援を行い、適切な措置を講ずるように指示し、又は、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ② いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

- ③ いじめられた児童等やその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- (4) 教職員の研修等
 - ① いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、研究協議や演習等を取り入れた研修の充実を図る。
 - ② いじめ問題の解決へ向けた教職員向けの資料等を紹介し、資料の効果的な活用を図る。
- (5) 関係機関等との連携
いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、学校、保護者、地域住民及びその他関係機関等との連携強化を図る。
- (6) 学校運営改善の支援
いじめの実態把握及びいじめの防止等に適切に取り組むことができるように、事務機能の強化など学校運営の改善を支援する。

Ⅲ 学校がいじめの防止等のために実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国のいじめ防止基本方針、佐賀県いじめ防止基本方針及び基山町いじめ防止基本方針を参酌し、法第13条の規定に基づき、その学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定める。
- (2) 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止等のための取組、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めることとし、いじめの防止等の全体に係る内容であることが必要である。

2 学校いじめ対策委員会の設置

学校は、法第22条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

学校いじめ対策委員会の役割は、次のとおりである。

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合は、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 学校における取組

(1) いじめの防止

- ① いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象にいじめに向かわせないための防止に取り組む。
- ② 児童等に、困ったときや悩みがあるときは隠して耐えるのではなく、「困った、助けて」と適切な援助希求ができるように促す。
- ③ 授業や行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学級風土をつくり、傍観者の中から勇気をふるっていじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者が現れるための取組を行う。
- ⑤ いじめの背景にあるストレスなどの要因にも着目し、全ての児童等が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ⑥ 教職員の言動が、児童等を傷つけたりいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ⑦ インターネットで発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえ、インターネット上のいじめを防止するために、児童等や保護者に対する啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教職員はこれらのことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築に努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめへの対処

- ① いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。
- ② いじめが確認された場合は、被害児童等を守り通すとともに、不安などの心情を取り除き、児童等への継続的なケアを行う。
- ③ 加害児童等に対しては、再発防止に向けて適切に指導するとともに、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下、毅然とした態度で指導を行う。
- ④ 必要があると認めるときは、教室以外の場所で学習を行わせるなど必要な措置を行う。

- ⑤ いじめが犯罪行為と認められる場合や児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察署に通報し援助を求める。これらについては、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮の上で対応することが必要である。
 - ⑥ いじめを見ていた児童等についても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめをなくしていく態度を養う。
- (4) 関係機関との連携
- ① 必要に応じて、児童相談所、病院、警察及び法務局などの関係機関と適切な連携を図る。
 - ② 適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておくことが必要である。

IV 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態とは

法第28条第1項に「重大事態」とは、次のように明記されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童等が、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけではなく児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ報告し、報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

- ① 法第28条第1項の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- ② 学校から報告を受けた教育委員会は、その事案の経緯や特性を考慮し、調査を行う主体について判断する。
 - ③ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、教育委員会において調査する。
 - ④ 学校が主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び支援を行う。
- (4) 調査を行うための組織
- ① 学校が、重大事態に係る調査を行う場合は、速やかに、法第22条の規定による学校いじめ対策委員会にて調査を行う。
 - ② 教育委員会が、重大事態に係る調査を行う場合は、速やかに、基山町いじめ問題対策委員会を招集し、調査を行う。
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合
いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査の実施が必要である。
 - ② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合
当該児童等の保護者の要望や意見を十分に考慮し、速やかに、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (6) その他の留意事項
- 法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたに過ぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。
- 教育委員会及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「このような事態になったのはこれまでのいじめ防止基本方針の内容や運用にどのような課題があり、事案発生後においてもどのような対応がいけなかったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む必要がある。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

- ① 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。
- ② 情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査結果について再調査を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

V 基本方針の見直し

国は、3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることから、基山町においても、基本方針が実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。